令和3年6月30日

 産業労働局

**「東京都中小企業者等月次支援給付金」の申請受付を開始します**

令和３年６月７日に制度概要を発表した「東京都中小企業者等月次支援給付金」について、このたび、専用ポータルサイト及びコールセンターを開設の上、下記のとおり申請受付を開始しますので、お知らせいたします。

**１　申請受付について**

**（１）申請受付期間**

申請開始：**令和３年　７月　１日（木曜日）**（※）

申請期限：**令和３年１０月３１日（日曜日）**

（※）特例（新規開業、合併等）の申請開始は７月２０日（火曜日）となります。

**（２）申請受付要項の公表**

　　 令和３年７月１日（木曜日）９時

**（３）申請方法**

**①　オンライン申請**：専用ポータルサイトから申請できます。

**②　郵送申請：**簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で、以下の宛先に

ご郵送ください。（消印有効）

　　　　 【宛先】〒111-8691　浅草郵便局　私書箱：121号

　　　　　 　　　東京都中小企業者等月次支援給付金　申請受付　宛

**２　専用ポータルサイトの開設**

開設日時：令和３年７月１日（木曜日）９時

U　R　L：<https://tokyogetsuji.metro.tokyo.lg.jp>

**３　本給付金に関する問い合わせ先**

東京都中小企業者等月次支援給付金コールセンター

電話番号：**０３－６７４０－５９８４**

受付時間：９時から１９時まで（土日祝日含む）

＜問い合わせ先＞

産業労働局商工部調整課

電話　０３－５３２０－５９８５

内線　３６－７７９

担当：白鳥・土屋・赤地



【参考】制度概要

１　主な申請要件

（１）都内に本社・本店のある中小企業等及び都内に住所のある個人事業者等であること（業種を問いません）

（２）都内に本社・本店のある酒類販売事業者であること

1. 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること

（４）2021年の４・５・６月における各月売上額が2019年又は2020年の同月の売上額と比べて30％以上減少していること

（５）今後も事業の継続及び立て直しのための取組を実施する意思があること

２　給付額

|  |  |
| --- | --- |
| 　　　　　　　　　　　　　　　　　 | 2019年又は2020年の基準月の売上ー2021年の対象月の売上 |
| 50％以上減少 | 30％以上50％未満減少 |
| 中小企業等 | 酒類販売事業者 | 上限20万円／月 | 上限10万円／月 |
| その他の事業者 | 上限5万円／月 | 上限10万円／月 |
| 個人事業者等 | 酒類販売事業者 | 上限10万円／月 | 上限5万円／月 |
| その他の事業者 | 上限2.5万円／月 | 上限5万円／月 |

※ 月ごとに売上高の減少額に応じて給付額を決定(定額給付ではありません)

※ 対象月：2019年又は2020年の同月比で、売上が30％以上減少した2021年４・５・６月

※ 基準月：2019年又は2020年における対象月と同じ月

【月ごとの給付イメージ】

**国支援金に加算**

酒類販売事業者

（+15万円 / 月）

中小企業等

（５万円 / 月）

酒類販売事業者

（+7.5万円 / 月）

個人事業者等

（2.5万円 / 月）

**国対象外を支給**

中小企業等（10万円 / 月）

国支援金

個人事業者等（５万円 / 月）

50％以上の売上減少

 30～50％未満の売上減少